



2022年5月20日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社
 (コード番号 4849 東証プライム)
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 孝二
 問合せ先 管 理 本 部 長 土方 敬夫
 (TEL. 03-3342-4506)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月28日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を持つ構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行い、また、これらの変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示及びびみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです(下線部分は変更箇所を示しております)。

現行定款	変更案
第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第 15 条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 18 条 (員 数) 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 18 条 (員 数) <u>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10 名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>
<p>第 19 条 (選任方法) <u>① (条文省略)</u> <u>② (条文省略)</u></p>	<p>第 19 条 (選任方法) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>② (現行どおり)</u> <u>③ (現行どおり)</u></p>
<p>第 20 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 20 条 (任 期) <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③ 任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 <u>② 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮するこ</p>

現行定款	変更案
<p>間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p>	<p>とができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 26 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第 28 条 (員 数)</u> 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>第 29 条 (選任方法)</u> <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 30 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第 31 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第 32 条 (監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第33条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第35条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、同法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第29条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第30条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第32条～第35条（条文省略）</p>

